

令 5 長寿社会第 3 5 0 号
令和 5 年(2023 年)6 月 1 日

関係社会福祉施設等の長
各介護保険施設の長 様

山口県健康福祉部長寿社会課長

社会福祉施設等における防災対策について

社会福祉施設等における防災対策の推進については、平素から格別の御配慮をいただき
ており、厚くお礼申し上げます。

さて、例年、梅雨期及び台風期における局地的大雨や集中豪雨により、全国各地で被害
が発生しており、過去、本県の社会福祉施設等においても、床上浸水等の大雨による被害
が発生しています。

また、激甚化する水災害に対応し、「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現
するため、水防法等の一部を改正する法律が施行され、洪水等のリスクが高い区域にある
要配慮者利用施設の管理者等に、避難確保計画の作成等が義務付けられたところです。

つきましては、これまでの想定を超えた災害が発生し得るとの観点から、貴施設等の「施
設内防災計画」を再度検証し、下記の 1 から 3 を参考に適宜見直しを行った上で、平常時
から、風水害や地震・津波等の災害への対応準備や災害発生時を踏まえた業務運営体制の
構築を行い、入所者・利用者や職員の安全確保に万全を期するようお願いします。

特に、「施設内防災計画」は、各施設等の立地条件を十分に踏まえて作成する必要がある
ことから、関係法令を踏まえ、土砂災害特別警戒区域や津波災害警戒区域の指定等につい
て、下記の 4 により、常に最新の情報を把握した上で、見直しを行うようお願いします。

また、万一、社会福祉施設等における災害が発生した場合には、速やかに情報提供いた
だきますようお願いします。

記

- 1 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」(県厚政課 ホームページ掲載)
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/44/17760.html>
- 2 「福祉施設等の災害対策取組事例集」(県厚政課ホームページ掲載)
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/40840.pdf>
- 3 「災害教訓事例集」(県防危機管理課ホームページ掲載)
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/6/12600.html>
- 4 「防災・災害情報『防災やまぐち』」(県ホームページ・トップページ掲載)
http://origin.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/pub_web/portal-top/

山 口 県 長 寿 社 会 課
施 設 班 : 岡村 083-933-2793
介 護 保 険 班 : 野村 083-933-2774

現在地 [トップページ](#) > [組織で探す](#) > [健康福祉部](#) > [厚政課](#) > [福祉・医療施設防災マニュアル作成指針・福祉・医療施設の防災対策について](#)

福祉・医療施設防災マニュアル作成指針・ 福祉・医療施設の防災対策について

ページ番号：0017760 更新日：2023年5月18日更新

山口県では、福祉・医療施設の「防災マニュアル」の作成や見直しの参考となるよう、「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」や「福祉施設等の災害対策取組事例集」を作成しています。

また、国においても平成29年5月に「水防法」「土砂災害防止法」を改正し、市町地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設(浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設)の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化されるなどの対策が講じられており、「避難確保計画の手引き」など様々な資料を提供しています。

福祉・医療施設の関係者は、災害時の避難体制の強化を図るため、「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」等を参考に、施設の立地条件や利用者の状況など地域の実情に応じた、施設内防災計画(防災マニュアル)作成、見直しを行うよう、また、施設の実態に即した実効性の高い訓練を行うよう、対策を講じてください。

「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」(山口県)

平成21年7月21日の豪雨災害を踏まえて、「山口県防災会議」の下に「福祉・医療施設災害対策検討委員会」を設置し、福祉・医療施設の「防災マニュアル」の作成や見直しの参考となるよう、「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」を策定いたしました。

※令和5年5月一部改正

- 福祉・医療施設防災マニュアル作成指針 (PDF：2.67MB)
- 令和5年5月_改正の内容 (PDF：99KB)
- 表紙・目次 (PDF：103KB)
- 防災マニュアル指針とは (PDF：247KB)

AI
チャットボットに質問する

- 1 マニュアル作成に当たっての留意事項 (PDF: 196KB)
- 2 平常時の対策 (PDF: 1.43MB)
- 3 災害時の対応 (PDF: 995KB)
- 用語解説・巻末 (PDF: 276KB)
- 作成例 (Excel: 88KB)

「福祉施設等の災害対策取組事例集」 (山口県)

県内の社会福祉施設等が自主的に取り組まれている様々な災害対策を事例集としてまとめました。

今後の取組の参考としてください。

福祉施設等の災害対策取組事例集 (PDF: 7.85MB)

ソフト対策の取組

- 事例(1)土砂災害を想定した避難訓練の実施 (PDF: 2.52MB)
(特別養護老人ホームやすらぎ苑の取組)
- 事例(2)複数の責任者の選任と早期避難の実践 (PDF: 596KB)
(特別養護老人ホーム幸嶺園の取組)
- 事例(3)近隣施設との災害時応援関係の構築 (PDF: 755KB)
(特別養護老人ホーム梅光苑の取組)
- 事例(4)地域との災害時応援関係の構築 (PDF: 431KB)
(特別養護老人ホーム大畠苑の取組)
- 事例(5)非常災害時相互応援協定の締結 (PDF: 177KB)
(周南地区介護老人福祉施設運営懇談会加盟12施設の取組)
- 事例(6)防災活動を段階別に区分したマニュアルの作成 (PDF: 402KB)
(特別養護老人ホームとくぢ苑の取組)

ハード対策の取組

- 事例(7)土砂災害警戒区域から移転した施設の整備 (PDF: 761KB)
(障害者支援施設るりがくえんの取組)
- 事例(8)災害時に備えた緊急用道路の整備 (PDF: 865KB)
(特別養護老人ホーム豊寿苑の取組)

- 事例(9)海岸沿いに立地した施設の高潮対策 (PDF: 1.35MB)
(特別養護老人ホーム伊保荘園の取組)
- 事例(10)市と協働した土砂災害対策 (PDF: 1.22MB)
(知的障害者更生施設第1しょうせい苑の取組)

水防法・土砂災害防止法改正の概要

平成29年5月19日に「水防法」「土砂災害防止法」が改正されました。

市町地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設(浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設)の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となります。

詳しくはこちら

- 水防法・土砂法改正パンフレット (PDF: 410KB)
- 土砂法改正パンフレット (PDF: 382KB)

洪水ハザードマップ、土砂災害警戒区域についてはこちら

- 防災やまぐち お役立ち情報 (各種ハザードマップ等) (別ウィンドウ) <外部リンク>
- 洪水浸水想定区域の指定・公表状況について (別ウィンドウ)
- 山口県土砂災害ポータル (別ウィンドウ) <外部リンク>

要配慮者利用施設の浸水・土砂災害対策

国土交通省や内閣府より、洪水・土砂災害等の災害種別ごとの「避難確保計画作成の手引き」など、避難確保計画作成に役立つ情報が紹介されています。

各施設での、今後の取組の参考としてください。

要配慮者利用施設の浸水対策 (別ウィンドウ) <外部リンク>

※避難計画作成の手引き・事例集

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き (洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波) (PDF: 3.23MB)
- 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集 (PDF: 43.26MB)

- 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画に係る点検マニュアル (PDF : 359KB)

土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

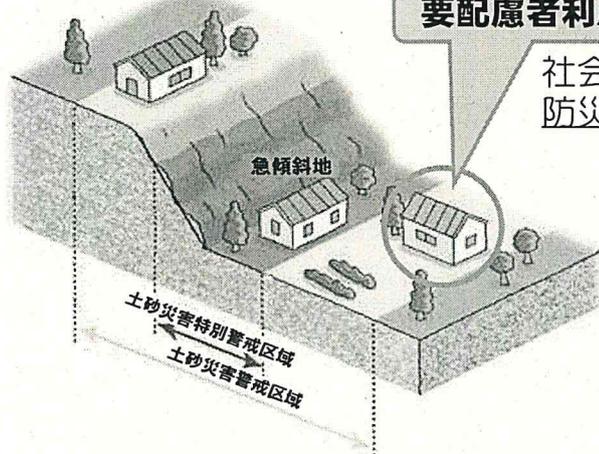
※ 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。



土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。

※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



要配慮者利用施設 とは・・・

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

(社会福祉施設)

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

(学校)

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

(医療施設)

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。
※ 上図は、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）に関する土砂災害警戒区域等の指定イメージです。

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な次の事項を定めた計画です。

- 防災体制
- 避難誘導
- 施設の整備
- 防災教育及び訓練の実施
- そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項

※国土交通省砂防部ホームページ（http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html）に「**要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き**」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップ等の活用のほか、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、施設が立地している**土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること

施設の所在する市町村へお問い合わせください。

土砂災害警戒区域等の指定に関すること

施設の所在する都道府県へお問い合わせください。

土砂災害防止法の改正に関すること

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/index.html>

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆様へ

災害が頻発・激甚化しており一刻も早い備えが必要です！！
施設の避難確保計画は提出されていますか？
 ～洪水等発生時に円滑かつ迅速に避難するために～

平成29年の水防法の改正により、ハザードマップ内の要配慮者利用施設※の管理者等は、避難確保計画の作成が義務付けられ、計画を作成し、市町に報告する必要があります。

※市町の地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。
あなたの施設は提出済みですか？
 貴所が対象施設か分からない場合は、裏面の市町にお問合せください。

洪水避難確保計画提出の手順

- ①まずはじめに！
- お手元に既に作成されている“防災に関する計画”をご用意ください
 例) ・福祉施設や事業所の基準に関する条例等に基づく“施設内防災計画”
 ・福祉・医療施設防災マニュアルに基づく“防災マニュアル”
 ・学校保健安全法等に基づく“危機管理マニュアル”
 ・上記の計画、マニュアルがない場合、消防法に基づく“消防計画”

- ②セルフチェックしましょう！
- お手元の“防災に関する計画”を水防法に基づく避難確保計画として提出することができます。
 - 市町に提出する前に、別添のチェックシートで、必要項目のチェックを行い、備えられていない項目は追加しましょう。

- ③チェック後は！
- チェックリストを添えて施設の所在する市町に提出しましょう。

※作成のイメージ及びポイントは次ページを参照

市町・住所	窓 口	電 話 番 号	備 考 (まずはこちらをご覧ください)
下関市 下関市南部町1番1号	防 災 危 機 管 理 課	083-231-9333	http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1576986307741/index.html
宇部市 宇部市常盤町一丁目7番1号	防 災 危 機 管 理 課	0836-34-8139	
山口市 山口市亀山町2番1号	防 災 危 機 管 理 課	083-934-2723	
萩市 萩市大字江向510	防 災 危 機 管 理 課	0838-25-3808	
防府市 防府市寿町7番1号	防 災 危 機 管 理 課	0835-25-2115	
下松市 下松市大手町3-3-3	総務課 防災危機管理室	0833-45-1832	
岩国市 岩国市今津1-14-51	危 機 管 理 課	0827-29-5119	
光市 【光市総合福祉センター】 (あいばーく光) 光市光井二丁目2番1号 ※高齢者支援課、福祉総務課、健康増進課、こども家庭課はこちら 【光市教育委員会】 光市光井九丁目18番3号 ※学校教育課、文化・社会教育課はこちら	高齢者支援課 (高齢者施設・介護保険施設の方) 0833-74-3003	福祉総務課 (障害者福祉施設の方) 0833-74-3001	学校教育課 (小学校・中学校の方) 0833-74-3602
	健康増進課 (医療施設の方) 0833-74-3007	こども家庭課 (保育所・保育事業所・幼稚園の方) 0833-74-3005	文化・社会教育課 (放課後児童クラブ(サンホーム)の方) 0833-74-3604
https://www.city.hikariga.jp/soshiki/2/bosai/kuurashi/1/2003.html			
長門市 長門市東深川1339番2	防 災 危 機 管 理 課	0837-23-1111	
柳井市 柳井市南町1-10-2	危 機 管 理 室	0820-22-2111	避難確保計画について https://www.city-yanai.jp/soshiki/6/hinanakuhokeikakusuibou.html
美祢市 美祢市大字大嶺町東分326-1	総務課 防災危機管理室	0837-52-1110	
周南市 周南市岐山通1-1	高齢者支援課 (高齢者福祉の方) 0834-22-8461	障害者支援課 (障害者支援施設の方) 0834-22-8463	こども支援課 (保育所・保育事業所・認定こども園・幼稚園の方) 083-22-8455
	地域医療課 (医療施設の方) 0834-22-8377	学校教育課 (小学校・中学校の方) 0834-22-8542	
山陽小野田市 山陽小野田市日の出一丁目1番1	総務課 危機管理室	0836-82-1122	https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/soshiki/2/hinan-kakuho.html
周防大島町 周防大島町大字小松126番地2	総 務 課	0820-74-1000	
和木町 玖珂郡和木町和木1丁目1-1	企 画 総 務 課	0827-52-2136	
上関町 熊毛郡上関町大字長島503	総 務 課	0820-62-0311	
田布施町 田布施町大字下田布施3440番地1	総 務 課	0820-52-2111	
平生町 平生町大字平生210-1	総 務 課	0820-56-7111	
阿武町 阿武町大字奈古2636	総 務 課	08388-2-3110	

項目 ポイント 見本

① 防災体制

○役割分担表
災害時の役割分担をできるだけ具体的に定めてください。

○避難の判断と動き
洪水時等の「体制」やその体制ごとの「活動内容」、「対応要員」を定めてください。

役割	業務内容	担当者
総括管理者	○総括責任(避難の判断など防災対策についての指揮ほか全般)	担当:○○施設長 代行者①…代行②…
情報収集伝達班	○気象情報、河川の情報、避難情報の収集を行う。 ○関係者及び関係機関との連絡を行う。	班長:○○副施設長 班員○○名 ○○…
避難誘導班	○使用する資機材の準備 ○施設利用者の避難誘導の実施 ○未避難者の確認	班長:○○事務長 班員○○名 ○○…

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	氾濫注意水位到達	情報収集、関係職員招集	情報収集伝達班
警戒体制(避難開始)	避難準備・高齢者等避難開始の発令(避難判断水位到達)	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導…	情報収集伝達班、避難誘導班
非常体制	避難勧告又は避難指示(緊急)の発令(氾濫危険水位到達)	施設全体の避難誘導…	避難誘導班…

② 情報収集・伝達

○気象情報、河川の情報、避難情報の取得方法を定めてください。

○防災関係機関への緊急連絡先も整備しておきましょう。

■収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット ▶ 気象庁HP (http://www...) ○市町防災メール(登録アドレス:)
水位情報 洪水予報 (佐波川、小瀬川、錦川、門前川、榎野川、仁保川、厚東川、島田川のみ) 洪水の危険度	テレビ、ラジオ、インターネット ▶ 山口県土木防災システム《水位情報、洪水予報》 ▶ 気象庁HP(http://www...) ▶ 下関地方気象台HPの洪水警報の危険度分布のサイト
避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 避難指示(緊急)	○市町からのファックス ○市町防災メール(登録用アドレス:) テレビ、ラジオ、インターネット

③ 避難誘導

○市町から配布されているハザードマップを参考に避難先、避難経路、移動手段などを定めてください。

【施設周辺の避難経路図】
洪水時の避難先は、洪水ハザードマップの想定浸水域及び浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図

施設及び避難先の位置と施設から避難先までの避難ルート

- 施設所在地
- 避難先
- 移動手段

④ 施設整備

○情報収集する設備、避難に使用する器具、食料・水などの備蓄品を定めてください。

避難確保資機材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー等
避難誘導	名簿(施設職員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、常備薬等 施設内避難のための水、食料、寝具、防寒具等

⑤ 教育・訓練

○洪水を想定して、定期的に研修・訓練を実施しましょう。

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

- 防災に係る研修
- 防災訓練

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの？

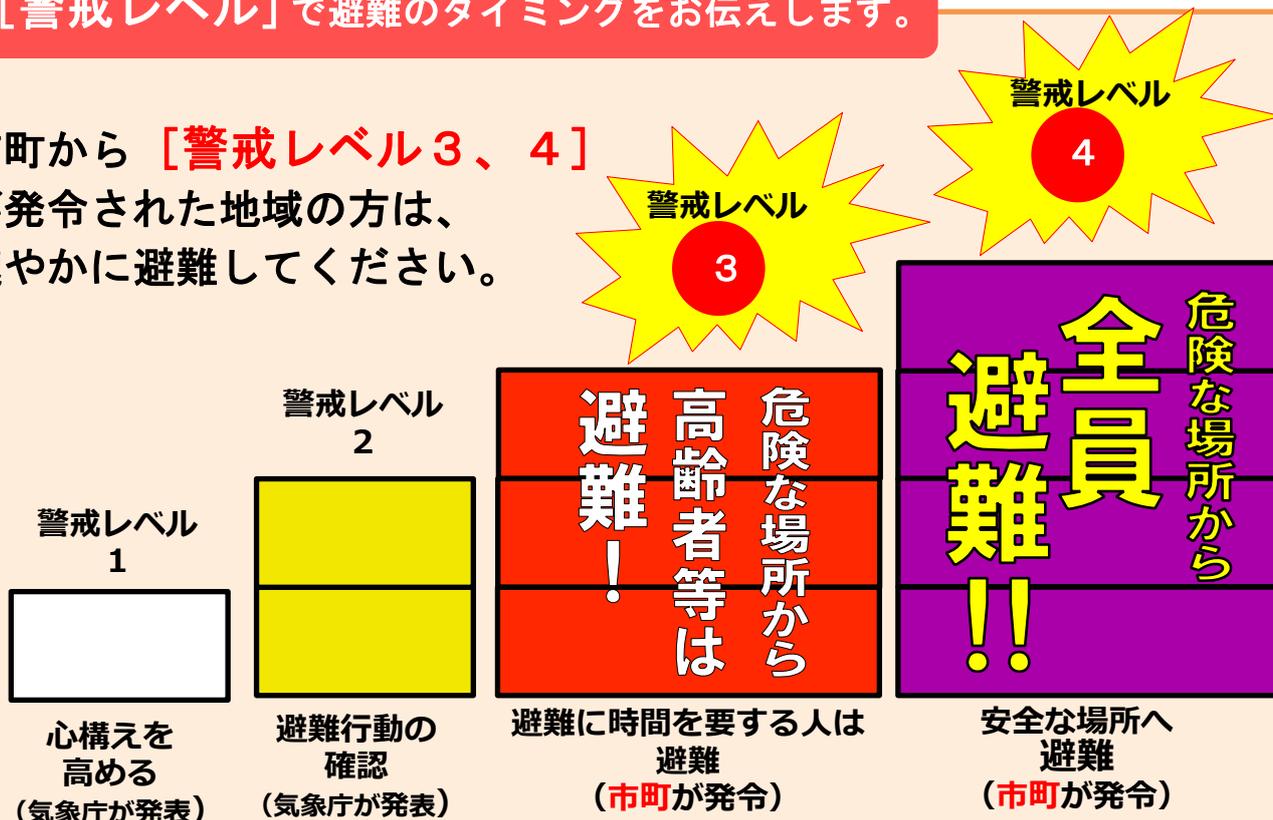
逃げ遅れゼロへ！



警戒レベル 4 で全員避難！

[警戒レベル]で避難のタイミングをお伝えします。

市町から [警戒レベル3、4]
が発令された地域の方は、
速やかに避難してください。



5 [警戒レベル5] は (市町が発令) は既に災害が発生している状況です

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます。

警戒
レベル 4

避難勧告の
伝達文例

- こちらは、〇〇市です。
- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに危険な場所から全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、
屋内の高いところに避難してください。

山口県

水害・土砂災害について、市町が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階^{※1}に整理しました。

<避難情報等>

<防災気象情報>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	警戒レベル相当情報 (例)
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報^{※2} (市町が発令)	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル 4 全員避難	速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)^{※3} (市町が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル 2	避難に備え、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	(国土交通省、気象庁、県が発表) これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。 最新の防災気象情報に注意しましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

※2 災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令。 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令。

Q&A

質問1) 防災情報は出ているけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？

⇒市町は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。

自分の命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。

質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？

⇒**避難指示(緊急)**は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるので、**必ず発令されるものではありません**。避難勧告が発令され次第、**避難指示(緊急)**を待たずに速やかに避難をしてください。

質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの？

⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のまま、土砂災害の3が追加されたのであり、その地域は**洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります**。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**

■詳しく知りたい方は、ホームページをご覧ください。

【県防災危機管理課】

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10900/a10900bousai/201905170001.html>)

【内閣府】

(http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html)

QRコード(県HP)



要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆様へ

災害が頻発・激甚化しており一刻も早い備えが必要です！！
施設の避難確保計画は提出されていますか？
 ～土砂災害が発生するおそれがある場合に
 円滑かつ迅速に避難するために～

平成29年の土砂災害防止法^(※1)の改正により、**土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設^(※2)の管理者等は、避難確保計画の作成が義務付けられ、計画を作成し、市町に報告する必要があります。**

※1 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

※2 市町の地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。
あなたの施設は提出済みですか？
 貴所が対象施設かわからない場合は、裏面の市町にお問合せください。

土砂災害避難確保計画提出の手順

- ① **まずはじめに！**
 - お手元に既に作成されている“防災に関する計画”をご用意ください
 例) ・福祉施設や事業所の基準に関する条例等に基づく“施設内防災計画”
 ・福祉・医療施設防災マニュアルに基づく“防災マニュアル”
 ・学校保健安全法等に基づく“危機管理マニュアル”
 ・上記の計画、マニュアルがない場合、消防法に基づく“消防計画”
- ② **セルフチェックしましょう！**
 - お手元の避難確保計画を土砂災害防止法に基づく避難確保計画として提出することができます。
 - 市町に提出する前に、別添の表を参考に、必要項目のチェックを行い、備えられていない項目は追加しましょう。
- ③ **チェック後は！**
 - チェックリストを添えて施設の所在する市町に提出しましょう。

※作成のイメージ及びポイントは次ページを参照

市町・住所	窓口	電話番号	備考 (まずはこちらをご覧ください)
下関市 下関市南部町1番1号	防災危機管理課	083-231-9333	http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1576986307741/index.html
宇部市 宇部市常盤町一丁目7番1号	防災危機管理課	0836-34-8139	
山口市 山口市亀山町2番1号	防災危機管理課	083-934-2723	
萩市 萩市大字江向510	防災危機管理課	0838-25-3808	
防府市 防府市寿町7番1号	防災危機管理課	0835-25-2115	
下松市 下松市大手町3-3-3	総務課 防災危機管理室	0833-45-1832	
岩国市 岩国市今津1-14-51	危機管理課	0827-29-5119	
光市 【光市総合福祉センター】 (あいばーく光) 光市光井二丁目2番1号 ※高齢者支援課、福祉総務課、健康増進課、こども家庭課はこちら 【光市教育委員会】 光市光井九丁目18番3号 ※学校教育課、文化・社会教育課はこちら	高齢者支援課 (高齢者施設・介護保険施設の方) 0833-74-3003	福祉総務課 (障害者福祉施設の方) 0833-74-3001	学校教育課 (小学校・中学校の方) 0833-74-3602
	健康増進課 (医療施設の方) 0833-74-3007	こども家庭課 (保育所・保育事業所・幼稚園の方) 0833-74-3005	文化・社会教育課 (放課後児童クラブ(サンホーム)の方) 0833-74-3604
https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/2/bosai/kyurashi/1/2003.html			
長門市 長門市東深川1339番2	防災危機管理課	0837-23-1111	
柳井市 柳井市南町1-10-2	危機管理室	0820-22-2111	避難確保計画について https://www.city-yanai.jp/soshiki/6/hinan-kakuhoketkakusuibou.html
美祢市 美祢市大字大額町東分326-1	総務課 防災危機管理室	0837-52-1110	
周南市 周南市岐山通1-1	高齢者支援課 (高齢者福祉の方) 0834-22-8461	障害者支援課 (障害者支援施設の方) 0834-22-8463	こども支援課 (保育所・保育事業所・認定こども園・幼稚園の方) 083-22-8455
	地域医療課 (医療施設の方) 0834-22-8377	学校教育課 (小学校・中学校の方) 0834-22-8542	
山陽小野田市 山陽小野田市日の出一丁目1番1	総務課 危機管理室	0836-82-1122	https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/soshiki/2/hinan-kakuho.html
周防大島町 周防大島町大字小松126番地2	総務課	0820-74-1000	
和木町 玖珂郡和木町和木1丁目1-1	企画総務課	0827-52-2136	
上関町 熊毛郡上関町大字長島503	総務課	0820-62-0311	
田布施町 田布施町大字下田布施3440番地1	総務課	0820-52-2111	
平生町 平生町大字平生210-1	総務課	0820-56-7111	
阿武町 阿武町大字奈古2636	総務課	08388-2-3110	

項目 ポイント 見本

① 防災体制

○役割分担表
土砂災害のおそれのある時の役割分担をできるだけ具体的に定めてください。

○避難の判断と動き
土砂災害のおそれのある時の「体制」や体制区分ごとの「活動内容」、「対応要員」を定めてください。

役割	業務内容	担当者
総括管理者	○総括責任（避難の判断など防災対策についての指揮ほか全般）	担当：○○施設長 代行者①・・・代行②・・・
情報収集伝達班	○気象情報、土砂災害警戒情報、避難情報、がけ崩れ等の前兆現象や被害情報の収集を行う。 ○関係者及び関係機関との連絡を行う。	班長：○○副施設長 班員○○名 ○○・・・
避難誘導班	○使用する資機材の準備 ○施設利用者の避難誘導の実施 ○未避難者の確認	班長：○○事務長 班員○○名 ○○・・・

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	大雨注意報	情報収集、関係職員招集	情報収集伝達班
警戒体制（避難開始）	避難準備・高齢者等避難開始の発令 大雨警報（土砂災害）発表	情報収集、資器材準備 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達班 避難誘導班
非常体制	避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 土砂災害警戒情報発表	施設全体の避難誘導	避難誘導班・・・

② 情報収集・伝達

○気象情報、土砂災害警戒情報、避難情報の取得方法を定めてください。

○防災関係機関への緊急連絡先も整備しておきましょう。

■収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット ▶気象庁HP (http://www...) ○○市町防災メール(登録アドレス:)
土砂災害警戒情報	テレビ、ラジオ、インターネット ▶気象庁HP (http://www...) ○○市町防災メール(登録アドレス:)
・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告 ・避難指示(緊急)	○○市町からのファックス ○○市町防災メール(登録アドレス:) テレビ、ラジオ、インターネット

③ 避難誘導

○市町から配布されているハザードマップを参考に避難先、避難経路、移動手段などを定めてください。

【施設周辺の避難経路図】

避難経路図
施設及び避難先の位置と施設から避難先までの避難ルート <ul style="list-style-type: none"> ■ 施設所在地 ■ 避難先 ■ 移動手段

④ 施設整備

○情報収集する設備、避難に使用する器具、食料・水などの備蓄品を定めてください。

避難確保資機材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー 等
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、常備薬 等 施設内避難のための水、食料、寝具、防寒具 等

⑤ 教育・訓練

○土砂災害を想定して、定期的に研修・訓練を実施しましょう。

施設職員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 防災に係る研修 ■ 防災訓練
--

1. ② 業務継続に向けた取組の強化

概要

【全サービス★】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

（参考）介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和2年12月11日作成。必要に応じ更新予定。）

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等



介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・BCPとは ・防災計画と自然災害BCPの違い
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項） 等



1. ③ 災害への地域と連携した対応の強化

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

